

# 社会福祉法人勢理客福祉会 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人勢理客福祉会（以下「この法人」という。）の定款第10条第2項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、会議出席報酬とをいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。  
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
  - 3 この法人の役員の報酬は、別表第1「役員報酬額表」のとおりとする。
  - 4 評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とし、別表第2「評議員の報酬」に定める額とする。

## (報酬の支給日)

第5条 報酬は、必要の都度、支払うものとする。

## (報酬の支給方法)

- 第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出の

## 役員等報酬額表

別表1 (第4条第3項関係) (評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程)

| 名 称        | 報 酬    | 実費弁償費  |
|------------|--------|--|
| 理事会出席報酬等   | 5,000円 | 行程2km以上超える場合は2,000円と支給する。実費額が2,000円を超える場合は職員の旅費規定による交通費を支給する |
| 理事長の業務報酬等  | 5,000円 |  |
| 理事の業務報酬等   | 5,000円 |  |
| 監事の監査業務報酬等 | 5,000円 |  |

別表第2 (第4条第4項関係) (評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程)

| 名 称       | 報 酬    | 実費弁償費  |
|-----------|--------|--------|
| 評議員会出席報酬等 | 5,000円 | 別表1と同じ |
| 評議員の業務報酬等 | 5,000円 |        |